

社会福祉法人新潟県社会福祉協議会 社会福祉基金運用益活用助成事業実施要綱

第1 趣旨

この要綱は、社会福祉法人新潟県社会福祉協議会社会福祉基金管理規程第4条第6号に規定する事業の実施にあたって必要な事項を定める。

第2 実施主体

この事業は、社会福祉基金の運用益を活用して社会福祉法人新潟県社会福祉協議会（以下「県社協」という。）が実施する。

第3 事業目的

社会福祉施設等の利用者へのサービスに供する備品の整備に対する助成により、新潟県における民間社会福祉事業の振興を図ることを目的とする。

第4 助成の対象者

県社協会員規程第3条第1号に規定する県社協普通会員であって、民間立の社会福祉事業又は介護保険事業を実施する社会福祉施設又は事業所とする。

第5 助成対象経費及び助成額

(1) 助成対象経費

社会福祉施設等が利用者へのサービスに供する備品とし、当該年度に整備するものを対象とする。ただし、食品や消耗品は対象外経費とする。

(2) 助成額

一施設20万円を限度額とし、予算の範囲内で助成する。

第6 助成の申請

この助成を希望する施設長は、別記第1号様式「民間社会福祉施設備品等希望調査票」を県社協会長が指定する期日までに提出する。

第7 助成の決定

県社協会長は希望審査票を審査のうえ、助成を決定した施設長に通知する。

第8 助成金の送金

県社協会長は助成決定の通知後、速やかに助成金を施設長が指定する金融機関の口座へ送金する。

第9 事業実績報告

助成金の交付を受けた施設長は、速やかに備品を購入のうえ、別記第2号様式「社会福祉基金運用益活用助成事業完了報告書」を県社協会長に提出する。

第10 助成金の返還

県社協会長は、助成金を受けた施設が助成金を他に流用したときや、取得した備品を助成の目的に反し他の用途に使用したり譲渡する等、不正を認めたときは、期限を定めて助成金の返還を求めるものとする。

第11 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は県社協会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。